

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業

富士市子育て給付課 TEL 55-2738

ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)の親又は児童の学び直しを支援し、より良い条件での就業を促進するため、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた講座を修了したとき及び合格したときに講座の受講経費の一部を支給します。

支給対象者(次の要件のいずれにも該当する母子家庭等の親又は児童)

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある者
 - ・認定試験に合格することが就業のために必要であると認められる者
 - ・既に大学入学資格を取得していない者
 - ・過去に高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の給付を受けたことがない者
- ※給付金申請時に児童が20歳以上の場合は支給できません。

対象講座

- ・認定試験の合格に必要な科目に係る講座として認められるもの

支給額

- ・受講開始時給付金
受講経費の30%に相当する額
(上限7万5000円)
- ・受講終了時給付金
講座の受講を修了した際、受講経費の10%に相当する額
(受講開始時給付金と合わせて上限10万円)
- ・合格時給付金
受講終了時給付金の支給を受けた者が、受講終了の日から起算して2年以内に認定試験に合格した場合、受講経費の20%に相当する額
(受講開始時給付金と受講終了時給付金とあわせて上限15万円)

対象となる経費

1. 入学料
2. 受講料(教材費含む)
3. 上記経費の消費税

対象とならない経費

1. 高等学校卒業程度認定試験の受験料
2. 補助教材費
3. 補講費
4. 各種行事参加に係る費用
5. 将来、受講者に還付が予定されている費用
6. 交通費及びパソコン等の機材費用
7. 分割手数料

申請方法

1. 事前相談…… 子育て給付課に事前相談
↓
2. 対象講座指定申請書の提出
↓ (受講開始の14日前まで)
3. 講座指定…… 対象講座指定通知書の送付
↓
4. 講座受講
↓
5. 受講開始時給付金申請書(30%)の提出
↓
6. 講座修了
↓
7. 受講終了時給付金支給申請書(10%)の提出
↓
8. 支給決定…… 給付金支給決定通知書の送付
(口座支払い)
↓
9. 高卒認定試験受験……合格
(講座修了後2年以内)
↓
10. 合格時給付金支給申請書(20%)の提出
↓
11. 支給決定…… 給付金支給決定通知書の送付
(口座支払い)

<合格時給付金支給申請>(合格後 40日以内)

1. 「戸籍の謄本」又は「全部事項証明書」
2. 「世帯全員の住民票」(子育て給付課で確認できた場合は省略可)
3. 「児童扶養手当証書」受給していない人は「所得課税証明書」
4. 「対象講座指定通知書」講座指定申請後に通知を発送します
5. 「合格証書」(文部科学省発行のもの)
6. 「領収書」又は「クレジット契約証明書」
7. 修学した講座の名称、費用の明細、受講施設名等のわかるもの
8. 印鑑
9. 振込先金融機関の預金通帳(申請者本人名義)

<対象講座の指定申請>

1. 「戸籍の謄本」又は「全部事項証明書」
申請者(母又は父)と扶養している児童が載っているもの
離婚している場合は離婚事項記載のもの
2. 「世帯全員の住民票」(子育て給付課で確認できた場合は省略可)
3. 「児童扶養手当証書」受給していない人は「所得課税証明書」
4. 受講する講座の名称、受講期間、受講にかかる費用、
教室名等のわかるもの
5. 印鑑

<受講開始時給付金支給申請>(講座修了後 30日以内)

1. 「戸籍の謄本」又は「全部事項証明書」
2. 「世帯全員の住民票」(子育て給付課で確認できた場合は省略できる)
3. 「児童扶養手当証書」受給していない人は「所得課税証明書」
4. 「対象講座指定通知書」講座指定申請後に通知を発送します
5. 「領収書」又は「クレジット契約証明書」
6. 修学した講座の名称、費用の明細、受講施設名等のわかるもの
7. 印鑑
8. 振込先金融機関の預金通帳(申請者本人名義)

<受講終了時給付金支給申請>(講座修了後 30日以内)

1. 「戸籍の謄本」又は「全部事項証明書」
2. 「世帯全員の住民票」(子育て給付課で確認できた場合は省略できる)
3. 「児童扶養手当証書」受給していない人は「所得課税証明書」
4. 「対象講座指定通知書」講座指定申請後に通知を発送します
5. 「修了証明書」(講座主催者発行のもの)
6. 「領収書」又は「クレジット契約証明書」
7. 修学した講座の名称、費用の明細、受講施設名等のわかるもの
8. 印鑑
9. 振込先金融機関の預金通帳(申請者本人名義)